

職業意識と社会(上)

— 我が国の職業分類に現われた職業観の変遷 —

松井茂樹

目次

- 序 方法論的考察
- 第1章 分類項目の変遷からみた社会分化について
1. 各調査年度の調査項目と集計項目の意味
 2. 各調査年度における時期の比較
 3. 上記分類の背景としての分類からみた産業の状態(以上, 上)
- 第2章 職業分類の分類原理の変化と関連領域の形式的変化(主として法の領域との関連)
- 第3章 関連領域の分化・統合
1. 関連領域の自覚的運動(諸統計の独立)
 2. 各部門の実勢と国勢の変化
- 第4章 頻度からみた社会構造の変化
- 結び
- 序—方法論的考察

この論文では、大正9年から昭和45年迄の約50年間の職業意識の変化をみていこうとするのである。しかし、国民の個々人の職業意識と国家の側のもつ職業についての考え方は、この50年間に大きな喰違いをみせているように思われる。

ここでは、まず職業意識の調査の前段階で国家の側のもつ職業に対する取扱い方の変化を取り扱っていかうと思う。

この研究の手懸りとして、国勢調査にとられた職業分類表の中にみられる用語をみていくことにしたい。

なぜなら、この職業分類表は国家の側がとった職業についての統一した標準的呼び名と考えられ、国勢調査実施当時における一応の最高権威が示した職業取扱いに関する説明の体系と考えられるからであり、具体的にはそこに採用されている職業の「呼び名」は、その社会に住む人々が自明

なものと考えている職業の「呼び名」を前提にしていると思われるからである。

職業分類表は、国勢調査について考えてみると2つの問題が考えられる。1つは個々の調査票の記入項目である。この欄への記入は「記入上の注意」という形で一般的な指示が与えられているがこの一般的な指示を理解しこの理解に基づいて記入者は記入することになる。そこには記入者がもっている考え方や呼び名についての知識が一つの限定として与えられている。

これに対して整理集計の立場から作られた集計項目がある。これは調査の結果を一定の政策立案の基礎におくために、統治の対象として国民を捉えようとする人々の立場からみたものである。したがって、統治者の意識(より抽象的な社会の全体像)を反映していると考えられる。

集計項目は、各個人が国勢調査において記入した、その意味では最も生活に密着した水準での職業についての記述を、一定の方針に基づいて分類したものであり、従って分類表の内容の根幹をなすものである。

これは、前述のようにその社会に住む人々にとって自明なものを前提にしていると考えられるので、我々にとって有力且つ統一的な社会の分析の視点を与えてくれるものと考えられる。

また、記入項目は、すでに述べたように国勢調査の申告書の中で職業を記入する欄のことで「仕事」という言葉によって取扱われる項目である。

記入項目は、各個人が自分の使う言葉(呼び名)で捉える現象の具体的な状況に最も近いものを示すと考えられ、その種類の変化によってわれわれは、その社会に住む人々の考え方がどのように変化したかを知ることが出来ると考えている。

国家のもつ職業についての定義とその定義を実現していると思われる職業分類表——特に集計項

目——の変化を通して社会の現実の変化を捉えようとするのがこの論分の目的である。

いいかえるなら、分類表は一つの用語体系であり、これを構成する具体的方法は職業分類の方法であって、この2つを通して、用語体系を作りあげてきた社会の実態を捉えようとするのである。

ところで、上に言ったように、現実の分類表は、取扱い方法の基本をなす**職業の定義**を具体化した一つの用語の体系と考えられる。

したがって、この分類表が作られるためには、職業の定義が欠くべからざるものとなる。

分類の基礎となる定義には、その一般的性質として、①同一現象として指定する定義域と②同一現象内において、異ったものを区別する区分原理が示されていることが必要である。いわば、この2つの方法のあり方によって定義そのものが逆に推定されるということが出来よう。

この論文の目的は、その意味で分類表が蔽う対象の範囲が何であるのか、またその範囲の内部において相互に職業はどのような関係があるものと見られるのかを明らかにすることでもある。この意味で、この論文の分析は次の2つの基準からこの用語体系としての分類表を分析しようとするものである。

①用語体系の全体をあますところなく捉えようとする網羅性の基準と、②重複なく間隙なく識別出来るか否かについての識別性の基準の2つである。

前者は、関連領域の全体がどのようなものとして捉えられているかを分類表から推測することであり、後者は社会の分析観点が幾つの次元から構成されているかを推測することである。

分類表をみていくに際して、われわれは次の仮定を設けた。

ある分類基準を採用していないのは、その基準に気づきながらそれを「故意に捨てたものではない」すなわち、分類表の中で当然挙げられなければならない職業の呼び名がないのは分類対象がなかったためであるという仮定である。

その理由として、国勢調査の実施が日本独自の要求に基づいて組織的に行われたというよりも寧ろ先進諸国への追従に急であったため、かかる基準の設定においてむしろ現実の意識を基礎として行

ったと考えられるからである。但し、この仮定についての問題は今後の研究によって修正されなければならない。

さて網羅性からみた職業分類表へのアプローチとして、第一に幾つの記入項目がその年度の調査の集計に用いられたかという観点である。すなわち、記入項目は幾つかの次元から構成されているが、この次元によって構成される「職業空間」¹⁾が職業に関連する世界の全体となる。この「職業空間」の変化をみることによって社会の変化を捉えることができる。

集計に用いられる分類表に産業分類が別表として存在するかどうかといったことはこの一つの例である。

少し長くなるが「日本標準職業分類」²⁾の作成要旨に述べられた職業分類についての歴史的変遷についての記述を引用してこの問題の取扱い方の手懸りを示しておこう。

「わが国の職業分類の歴史は遠く昔にさかのぼるであろうが、現在の日本標準職業分類の原型は大正9年(1920)の第一回国勢調査に用いられた職業分類である。

この職業分類は、今日の観点から見れば、ほぼ産業分類に近いもので、それに若干の職業的な色彩が加味されたものであった。当時はまだ職業分類と産業分類の観念が明確に区分されておらず、職業分類という名称のもとに実は産業分類が行なわれていたのであり、職業分類と産業分類が区別されたのは、昭和5年(1930)の第3回国勢調査の時であった。その後、昭和15年(1940)の第5回国勢調査から毎回、同調査に用いられる職業分類が作成されてきている。」³⁾

こうした背景には、その当時の社会構造を如実に反映しているのではないかと考えられる。

上にいう産業分類と職業分類の未分化といったものの内容がいかなるものであるかということがここでの問題となる。

「職業空間」を構成する次元は必ずしも集計項目そのものの中に全部示されているとはいえない。したがって、第二の基準として、「分類上の注意事項」をも使用する必要がある。何故ならば抽象的な意識としての「職業空間」とこれを適用する現実との間の矛盾を調整するために用意され

たものが「分類上の注意事項」であるからである。

すなわち「分類上の注意事項」は、集計項目の分類に、「記入欄」に記載された具体的なものを包摂せしめるための論理と現実の妥協の方法を示していると考えられるからである。

大正9年の例をとると、各個人を職業をもつものともたないものすなわち有業者と無業に区分しているが、他方「1. 本業者——有業者及無業独立者。2. 本業なき従属者——無業家族。3. 家事使用人——主人の世帯に在る家事使用人。」⁴⁾の三つの区分が無業と有業という分類に先立って採用されている。すなわち本業者と本業をもたないものの区分が最も基本的な区別として用いられていることになるのである。

ここでは「本業」の成立する社会が最も基本的な社会として受取られていたことになるといえる。

その証拠として、無業の内容に関しては分類上の注意を参照しなければ明らかにならない。無業は更に「無業独立者——職業なく収入に依りて生活する者」⁵⁾と「無業家族——何等の業務に従事せず、有業者又は無業独立者に扶養される家族」⁶⁾および「主人の世帯にある家事使用人」(「自己の世帯より通勤する者」は大分類項目「家事使用人」に分類⁷⁾)の三つに区分されているのである。

このことは更に次の事実——分類上の注意の記載——によって裏付けられる。

ここでいう「家事使用人」は「会社・団体等の使用人」は「日常従事する作業が独立」⁸⁾している場合は「その作業により分類」⁹⁾し、その作業が非独立の場合は「所属会社・団体等の事業に依り分類」¹⁰⁾されており家事使用人はその個人的なサービスという職業が論じられるよりも、むしろ本業をもつものともたないものという形で区別されることになるからである。

独立した家事使用人は、例外的に考えられるに過ぎないと考えられる。すなわち、ここにいう集計項目としての家事使用人は「家」への従属を原則的に示したものとえよう。

また、有業者を「1. 業主——業務を主宰経営する者。2. 職員——業主の下に在りて事務又は技術に従事する者。3. 労務者——業主、職員の下に在りて単に労務に従事する者」¹¹⁾という三つの職業

上の地位に分けているが、ここには「家事使用人及び無職業」は含まれていないという事実が指摘される。

この注意事項より有業者は、「家」の代表者であることを示しており、これはまた職業は家業として行なわれていたことを示している。職業は内容として身分的なものを内包していたと思われる。

このことは大正9年の調査における次の注意事項がこれを示している。

職業上の地位を業主、職員、労務者の三つに分けたことは前に述べたが、これには「家事使用人及び無職業」は区分しないと規定しながら¹²⁾、「総数を職業上の地位に分つ場合には便宜上之を一括して業主に編入した」¹³⁾としている。

これは明らかに「無業」と「家事使用人」が身分的なものを示している証拠であろう。

以上の例は、注意事項が、調査の「個人単位」とする建前と、現実の社会の「家を単位」とする現実との間を調整する妥協的方法を示すものであったのに対して、現実の中の大勢と例外に関するものが第3の場合として、注意事項の取扱法として現われてくる。

大正9年の調査において、「職業」の調査項目として、「本業及び本業上の地位」と「副業及び副業上の地位」についても記入することになっているが、その点に関しては次の識別性からみた職業分類表へのアプローチと関係して考えることが必要となる。したがって、識別性について考察した後に、この問題に立還ることにしよう。

識別性の原理から職業分類表をみた場合、次のような二つの点から考えることができるように思われる。

〔Ⅰ〕どこまで厳密に細分可能か。〔Ⅱ〕この細分可能性ということは、幾つの次元で職業の全体像を捉えているかということである。

いいかえるなら、細分の方法としてそれぞれ全体を構成する次元が相互に独立可能であるかということである。

前者は、また次のように3つに区分することが出来よう。①分類表そのものの消長、すなわち分類項目の建て方そのものの問題である。例えば産業分類という項目の有無といったこととか職業分類の中に産業分類の中にある言葉があるかないか

ということであり、②記入項目の変化、すなわち国勢調査申告書の中で職業に関連する調査項目数の種類は幾つあるかということであり、③また、国勢調査の申告書の中で職業に関連する調査項目に各個が記入する場合の「記入上の注意事項」の示すものである。

なお、②と③は①の分類表にどんな形で関係してくるかを見ることによって、以上の問題はより一層明確なものとなってくると考えられる。

細分次元の独立性に対して、細分されるべき次元を見て行く立場の問題は、①取扱い対象による原理②技能③状況の3つについて、幾つの次元を組合わせて一つの職業がみられるかによってその社会に住む人々の「職業空間」内の具体的な位置が定まることを示すと考えられる¹⁴⁾。

大正9年と昭和5年の例をみてみよう。

大正9年の国勢調査申告書の職業に関する記入項目には「職業及職業上の地位」の項目の他に「本業及本業上の地位」と「副業及副業上の地位」の二つの項目がとられていることは前に述べたが、記入上の注意として、例えば農業についていえば「農業に属する職業中、自作、小作の別あるものは、職業に自作、小作又は自作兼小作と書き添へること¹⁵⁾。」と記載されている。

また、記入例としての「世帯主の農業家なる例」を例示してみると次のようになる。

氏名	世帯に於ける地位	職業及職業上の地位	
		本業及本業上の地位	副業及副業上の地位
田中 信一	主人	自作兼小作農作, 業主	養鶏, 業主
田中 つる	妻	_____	養鶏, 手伝
田中 カメ	母	_____	_____
田中 次郎	長男	荷馬車輓, 業主 予備陸軍輻重輸卒	自作兼小作農作, 手伝
田中 マツ	長男の妻	自作兼小作農作, 手伝	養鶏, 手伝
田中 三郎	三男	自作兼小作農作, 手伝	_____
田中 甲一	孫	_____	_____

(資料出所：国勢調査大正9年申告書より関係ある項目のみ、筆者が抽出して載せたものである。)

記入上の注意と記入例にみられるように、農業の場合の自作、小作、自作兼小作といった区分は経営の形態を述べたものと考えられる。しかし小

作という言葉は他方では地主という言葉に対して使用される言葉でもある。

このような経営形態が直ちに社会的地位として受取られるためには一定の前提が存在していたと考えてよいであろう。

このことはまた、記入例の中にみられる「業主」と「手伝」という言葉がこれを示している。ここでは職業が「家業」として行なわれていたことを示すと考えられる。

一方は社会全体の中の地位を示すが故に産業分類に属するものとして後に独立することとなるのに対して、他方は家の中における位置を示すものとして考えられる。

この両者の間隙は「家は同等である」という一つの仮構として捨てられている。

本来これは規模に関係する筈のものと考えられるからである。

また、記入例のそれぞれに「世帯主の農業家なる例」、「世帯主の工業家なる例」、「世帯主の商業家……(略)」、「世帯主の官吏なる例」¹⁶⁾(傍点筆者)といったように、いずれも「世帯主」を中心に職業を記入させていることからみても明らかに職業が「家」中心の「家業」的形態として捉えられていたことを示しているように考えられる。

前述の「業主」と「手伝」という記入例はこれを示す有力な表現項目といえよう。

地主・小作関係という社会的地位を示す用語と「業主」・「手伝」という家族の中における地位を示す用語とが大正9年の記入項目と記入上の注意の中に見い出されるのである。

次に大正9年の集計項目でみると、個々人によって記入された自作・小作別及び業主・手伝といった関係は職業分類表の中には直接的な言葉としては表わされていない。

また、この年の分類表は職業分類表のみで産業分類表はないが、その内容は大分類項目名が産業分類で、中分類項目名が産業の小分けであり小分類項目名が職業であると考えられる。(この点についての詳細な考察は第一章で行なっているので、それを参照して頂きたい。)網羅性からみた

職業分類表へのアプローチの中で述べたように職業イコール本業であり、本業をもつ者のみが職業分類表の小分類項目名に記載されていることからここに挙げられている小分類項目名は「業主」のみを記載していると考えられる。

集計項目に記載されなかった人々は、「無業」として別途に分類しているのである。

これらの事実は、記入項目と記入上の注意で国家の側がとった論理的な世界では職業を可分なものとして捉えながら、現実の社会では未分のためにとらざるをえなかった妥協的な産物だと考えられる。すなわち、たった一つの集計項目の中に全てを記載しようとし、記載できなかったものは例外として別に分類するという矛盾を調整するためのものであったといえよう。

集計項目についてみれば大正9年には、上述のように独立した産業分類はとられていず「職業空間」の次元の第一の基準である取扱い対象は、大分類の中でしか問題とされていなかったことを示している。

また、第二の基準である技能についてみれば、すでにみてきたように職業イコール家業であり技術そのものが問題にされているとはいえないし、記入項目に個人の仕事の場所を示す項目がとられていないことは第三の基準のどのような状況の下で仕事が行なわれるかを問題にしてなかった社会を背景に置いていたからであると考えられる。いかえるなら、これは働く場所が家を中心にして行なわれていたことを自明にしていたといえよう。

これらの事実は、いまだ大正9年においては産業と職業が未分の状態にあり、独自の次元をもっていなかったと考えることができるように思われる。この点についての詳細は第一章以下の研究で明らかにしていくことになる。

次に、昭和5年の例をみてみよう。

昭和5年の記入項目は「本業」と「副業」に分れており、「本業」の項目の中には「職業」、「所属の産業」、「失業」、「従業場所」が含まれておりそれぞれについて記入するようになっている。

この中で特に「所属の産業」と「従業の場所」は、仕事をしている人々が全体として何を作っているか、また何をしているかということが仕事を

している場所によって捉えられると国家の側で考えた結果設けられた項目と考えられる。いかえるなら、「事業所の社会全体の中での位置づけとその性質」を明らかにしようとしたのである。

これは個人の「職業空間」内の位置を「従事する環境と組織」、すなわち前述の第三の基準で捉えていこうとした現われであると思われる。

例えば、昭和5年の国勢調査申告書の「職業及所属の産業の記入例¹⁷⁾」の中で職業欄に「作男」と書けば所属の産業欄には「藤田耕次、自作兼小作農作」となり「蔬菜栽培手助」の場合は「山本長一、蔬菜栽培」と書くようにさせている。また「漁夫」は「大同組、トロール漁業に、「鋳職人」は「春田細工所、金銀細工」、「繰絲工」は「山田組大津工場、生糸製造」といったように書き込ませるようになっている¹⁸⁾。

前者の例では「藤田耕次」、「山本長一」という「家」でどのような身分にあるか、またどのような作物の種類(この例では蔬菜)を作っているかを示すものと考えられるし、後者の例では仕事をしている人がどのような組織に属して、そこでどのような種類の作業をしているかを示したものと考えられるのである。

ここでは家業が原則ではなくて、家は一つの事業所としての性格をもつものと考えられている。

これを集計項目でみると、産業分類表では申告書の中で記入された自作、小作、自作兼小作をそのまま農業の小分類の呼び名として挙げており、前者の例で挙げた「作男」ないし「手助」を職業分類の中の農業の小分類の呼び名として使用している。

ここでは、いわば職業の地位を職業分類に経営の形態ないし社会的地位を産業分類に分類しているといえる。

職業上の地位についていえば、分類上の注意として挙げられている「業主」、「職員」、「労務者」といった呼び名をそのまま職業分類の呼び名として使用しているが職種と従業上の地位の未分化にこのことは帰因していると考えられる。

職業上の地位を分類する場合に使用された「分類上の注意」の中でこのことに関し次のように分類するものとしている。

少し長いが引用してみると「(イ)社長、取締役、

代表社員、支配人と記入したものは是等の者の従事する事業体の業主に編入する。(ロ)参事、課長、部長等と記入したるものは是等の者の従事する事業体の職員に編入する。(ハ)職工長、職工伍長、技工等と記入したるものは**労務者**として取扱う。(ニ)見習、助手、弟子等と記入したるものは一人前として取扱う。(ゴジック、筆者)¹⁹⁾

また、ここでの職員は次のようなものであると「分類上の注意事項」として述べている。

すなわち、「中分類内に設けたる小分類『職員』には其の所属する産業の所謂**役附職員**を分類し単に文書的事務に従事する者は官吏、公吏、官公の雇傭員を除くの外之を…略…『**書記的職業**』の何れかの小分類」(ゴジック、筆者)²⁰⁾に編入したとしている。

これらは、いずれも「身分的な序列と従業の関係の未分化」を表わしているものと考えられる。

集計項目についてみれば、大正9年には大分類の中でしか問題とならなかったものが昭和5年には独立の産業分類としてとられるようになった。しかし、職業分類の中の中分類についてみればその多くものは「産業の中分類の項目」プラス「に従事するもの」となっている。

この事実、独立の産業分類をとることで産業と職業は分化したことを示そうとしたにも拘わらず、その内容はまだはっきりと分化していなかったことを示していると考えられる。

また、産業分類表の小分類の中で同一項目名を使用して、これを「官営」ないし「公営」と「私営」とに分けている。

例えば、「森林業」は「官営」と「私営」の2つに、「鉄、軌道業」は「官営」と「公営」と「私営」の3つに分類して記載されている。また、特に大分類項目でいえば「工業」の小分類項目の中にこのような区分が多くみうけられる。

これは記入項目の中で新しく「所属の産業」欄を設け乍ら、仕事をしている人々の環境で職業を捉えずに国家の側の意識としてはその事業所が「官営」か「私営」かといったことしか考えていなかったことを示すものであると考えられる。この底流には、明治維新以来の「官業払い下げ」といった国家の側からの民間事業の興隆をめざした残像があり、「おかみ」のものが全て優先するというラ

ンクづけの思想があったのではないかと推測できるし、他面では職業がまだ家業の形態を脱し切っていない企業としては未成熟であった現実社会の事実からきているのではないかと考えられる。

申告書の記入例では、はっきりと「勤め先の名称」を記入させるようにしながらそれを的確に反映できなかったための調整の結果が産業分類表に「官営」と「私営」という経営主体を示す形で表わされていると考えることができるようにも思われるのである。

以上、本論の分析の視点が網羅性と識別性の二つの原理にあって、職業分類表を一つの用語の体系としてみて行く場合の方法を示したものである

本論は第一章以下において、この方法に従って大正9年より昭和45年に至る国勢調査の用語体系を規定していた社会的要因を明らかにすることを目的としている。

註

(1) ここで「職業空間」というのは、幾つの次元で個々の職業を捉えているかを示すものである。ここでは、次の三つを考えている。

①取扱う対象の性質。これは、生産される物そのものあるいは取扱う対象そのものを含んでいる。すなわち、仕事の対象の具体的実体を生産された物そのものがどのような働きをもつものであるか、あるいは取扱っている対象がどのような働きをもつかといった二つの面に関係して考えられる。

②取扱う取扱い方。これには、技術そのものと、仕事をしていくに際して必要とされる知識・技能の程度の二つのものが考えられる。

③どのような状況の下で仕事が行なわれるか。これには、従事する環境と組織の二つが考えられる。

このようなものについて、幾つの次元で組み合わせて一つの職業が見られるかによって「職業空間」内の個人の具体的な位置が定まることになる。

(2) 行政管理庁行政管理局主幹編集「日本標準職業分類」：第一巻、昭和45年3月

(3) 同上：P. 2

(4) 内閣統計局「大正九年国勢調査記述編」、昭和8年、P. 95

(5) 同上：P. 95

(6) 同上：P. 95

(7) 同上：P. 95

(8) 同上：P. 95

(9) 同上：P. 95

- (10) 同上：P. 95
 (11) 同上：P. 97
 (12) 同上：P. 97
 (13) 同上：P. 97
 (14) この「職業空間」についての詳しい内容は、註(1)を参照のこと。
 (15) 内閣臨時国勢調査局「大正9年国勢調査申告書」
 (16) 同上：国勢調査申告書記入例
 (17) 内閣統計局「昭和5年国勢調査申告書」
 (18) 同上：職業及所属の産業の記入例
 (19) 内閣統計局「抽出調査に依る昭和5年国勢調査の結果の概観」，昭和7年，「付録」，P. 14
 (20) 同上：P. 15

第一章分類項目の変遷からみた社会分化について

1. 各調査年度の記入項目と集計項目の意味

まず第一表「記入項目における職業表」で職業に関係する記入項目は、大正9年では2つであったものが、昭和45では6つに増加している。

この内容について逐次みていくことにする。

大正9年の調査票の記入項目には「本業」，「本業上の地位」，「副業」，「副業上の地位」を含んで「職業及び職業上の地位」が構成されている¹⁾。明治12年「甲斐国現在人別調」²⁾が実施されたがこれは地租改正に先立つもので、近世の考え方をそのまま延長したものと考えられる。それによれば本業——余業の2項目が職業を決定する最大の定義域と考えられる。その意味で大正9年の国勢調査はこれをそのまま踏襲しているといえよう。

すなわち、記入項目にとられた「本業」および「副業」は、近世における「本業」に対する「余業」という考え方を依然として持っていたことを示すものである。

その背後には、純粋な意味の職業というよりも「家業」または「身分」に相当するものとしての仕事の観念が存在していたといえよう。(序章の例参照のこと。)

この点に関しては、第2表からも明らかのように集計項目として職業分類表だけが用意されているという点にもみられる。

以上の事実は産業と職業は社会的にみれば未分化の状態にあったといえよう。すなわち「本業」

と「本業上の地位」という2つの項目のみで職業を捉えることができた社会、いいかえるならそれ程複雑専門分化した社会ではなかったと考えられる。

昭和5年になると記入項目として「産業」と「職業」と「従業の場所」がとられている³⁾。

記入項目としては、「産業」と「職業」は区分されているが、集計項目としてみれば職業の分類は「産業の中分類」プラス「……に従事する者」をつけており、これはそのまま昭和5年の職業中分類になっている。

例えば、「農耕」は「農耕に従事する者」に、「畜産」は「畜産に従事する者」といった形をとっている⁴⁾。

「……に従事する者」という「呼び名」からいえることは、職業は個人単位になってきていることを示しているように考えられるし、また「産業」と「職業」を区別したことにより個人の「家業」からの独立が明らかになったとも考えることができる。しかし、実際の分類項目は産業項目が職業項目と1：1の対応をしており、産業と同一であったといえる。

このことは、第2表にも見られるように産業分類と職業分類の2つの欄に示された項目で相違している部分が産業分類は「家事」および「其の他の産業」となっているのに対して、職業分類の方では「家事使用人」と「其の他の有業者」となっている項目のみで、その他は全く同一の分類名を使用していることをみても明らかである。

産業分類の「家事」に単に「使用人」をつけ、「其の他の産業」の「産業」の部分で「有業者」と変えることで産業ではなくて職業だと考えていたのである。したがって、ここでも産業と職業はあまり明白に区別されているとはいえない。

昭和15年の調査項目としては「職名」，「事業主なりや否や」，「家族従業者なりや否や」，「事業所の事業種目」，「自己の勤務する部門の事業種目」，「事業所名」の6つのもので構成されている⁵⁾。

「職名」は職種名のことであり、国家の側がもっている職業に対する「呼び名」のことである。

「事業主なりや否や」は「個人で事業を営んでいる⁶⁾」かいないかを知るために設定された項目で、業主か否かを明らかにするためのものである

また、「家族従業者なりや否や」は「世帯主又は家族の業務、所謂家業に従事している家族」⁷⁾か否かを明らかにするためのものである。この2つの項目は、個々人の仕事が「家」を中心として行なわれているかいないか、すなわち「家業」に重点を置いた項目である。

これに対して、「自己の勤務する部門の事業種目」は、「二つ以上の事業部門のある工場、会社等に勤務している者は自分の勤めている部門の事業の種類」⁸⁾を記入させるもので明らかに企業に重点を置いたものと考えられる。

「事業所名」と「事業所の事業種目」は、申告書に記入する注意よりみると「家業」と「企業」の両面について記入させる項目である⁹⁾。

以上の事実は、職業というものを「企業」と「家業」という両面で捉えていこうとすることを示しているように考えられる。

いいかえるなら、昭和15年になって「企業」と「家業」の分離がより明確な形をとってきたといえよう。しかし、なお「家業」ないし「家族従業者」といった身分的なものを内包していたことも見逃すことはできない事実である。

「事業所の事業種目」で産業を、「職名」で職業を調査しようとしたことは、集計項目をみれば明らかである。すなわち、この年初めて産業分類と職業分類の項目名が大きく異なってきたのである。

職業分類についてみれば、絶対的な職業の種類を示すもので、「経営者、事務者」という大分類項目名を除いては、企業とか家業といった経営体の種類とは関係なしに決定できるということである。

「経営者・事務者」という呼び名のみが企業というものに注目したものであり、「技術者」と「作業員」の呼び名は産業大分類の「公務、自由業」を除いた各分類の中に含まれている。

昭和25年の記入項目としては、「個人の仕事の種類」、「従業上の地位」、「所属産業」、「就業時間」、「勤め先の名称」の6つから構成されている¹⁰⁾。

「個人の仕事の種類」は、国家の側が個々人に対して「職業」という言葉を「仕事の種類」という言葉に置き換えたものであり、企業に対する相

対的機能を中心にして尋ねた用語であると考えられる。

「所属産業」は産業のことであり、「個人の仕事の種類」と「従業上の地位」の2つを組み合わせることによって、「職業空間」内における個々人の占める具体的位置がより明確なものとなると考えられる。

昭和25年の特質としては次の二つが考えられる。

一つは、産業大分類に「サービス業」と職業大分類に「サービス職業」という分類項目名が現われたことである。これは、全体社会に対するサービスという意味で社会の形式機能の独立であると考えられる。

第二に、「公務」という呼び名が職業分類表から消えていったことである。このことは昭和15年まで身につけていた身分的尻尾を昭和25年になって初めて断ち切ったことを意味しているように思われる。しかし、これはあくまで国家の側の意識であって、現実の社会に身分的な事実が消滅したかどうかは今後の研究によって明らかにしていく必要があると考えられる。

また、産業分類と職業分類が昭和15年と大きく異なったことの背景には、国際的な比較というだけでなく、昭和25年の独禁法の成立と昭和25年の昭和13年以来の会社法の大改正が行なわれたことと無関係ではないように考えられる。(この点については、第2章で明らかにしていきたい。)

昭和25年以降の記入項目については、殆んど変化はみられないが、昭和35年から「就業時間」がなくなったことと昭和45年になって「利用交通手段」の項目が新しく挿入されただけである。

職業分類での変化は、昭和35年では大分類の「サービス職業従事者」であったものが、昭和45年になって「保安サービス業従事者」と「サービス職業従事者」の2つに分れたことである。これは、全体社会に対するサービスと個人に対するサービスとに機能的に分れてきたことによると考えられる。

2. 各調査年度における時期の比較

次に、各年度における内容の比較をみていくことにする。

まず、大正9年と昭和5年において、大正9年

の職業(ここでは本業の意味)大分類は第2表にみられるようにそのまま昭和5年の産業大分類および職業大分類になっている。

大正9年の職業中分類は、昭和5年の産業中分類と同じである。

例えば、大正9年の職業中分類で農耕・畜産・蚕業が昭和5年の産業中分類でそのまま1.農耕2.畜産3.蚕業といったように分けているだけである¹¹⁾。

いわば大正9年の職業中分類は産業の小分けにしかすぎず、昭和5年の産業の中分類と対応しているのである。

大正9年の職業の小分類が職業に相当するものと考えられ、単に「業」をつければ職業と考えていたように思われる。例えば、「鍛冶業」とか「製材業」といった類であるが、これらはいずれも「家の本業」をさした「家業」であり、純粋な意味での職業とはいえない。

大正9年の職業の小分類は、そのまま昭和5年の産業小分類となっている。

例えば、大正9年の職業小分類では、1.農作2.園芸・造園3.牧畜・搾乳・養禽となっているものが、昭和5年の産業小分類では1.農作2.園芸3.養畜4.搾乳5.養禽・養蜂となっている¹²⁾。

さらに、大正9年と昭和5年の「職業上の地位」について第5表をみると、大正9年では「国勢調査報告」¹³⁾の中で「業主」と「職員」と「労務者」の3分類をとっている。

序章でも述べたように、この中には「家事使用人」と「無業」は原則として含まれていないが、総数として記載する場合には「業主」に編入している。

また、「分類上の注意事項」において上記の3分類の外に「無業家族及主人の世帯に在る家事使用人を有業者及無業独立者より分つ為」¹⁴⁾に「本業者」と「本業なき従属者」と「家事使用人」の3分類をしている¹⁵⁾。

序章の網羅性の基準よりみた職業分類表の中で大正9年の例を挙げたとき国家の側は有業と無業という考え方で、職業を本業と考えそれに対して副業という考え方をもっていることを述べた。ここでも、同じことが指摘できる。いしかえるなら大正9年では国家の側が個人を捉えるのに本業に

対する副業と有業に対する無業という2本立てで捉えていたと考えられるし、家業イコール本業でありそれは「家の代表者」でなければならないという身分的なものを示していたのである。

昭和5年の職業上の地位は、職業の小分類の中に含まれている。すなわち、大正9年の職業上の地位の3区分がそのまま小分類項目名に用いられている。たとえば、水産業の場合、1.漁業主2.漁業技術者、職員3.漁業労務者4.漁業手助といったように分類されている。(ゴジック、筆者)

このように、小分類の「呼び名」の末尾についでいる字を整理してみると第3表の左欄にみられるように、「主」は「業主」であり、「員」と「係」は「職員」であり、「職」および「工」・「手」・「士」は「労務者」を意味していると考えられることができる。また、「師」は「技術者」を表わしているといえよう。

これらの事実は、大正9年の職業上の地位が昭和5年の職業小分類の呼び名として使用されている証拠となろう。

次に、昭和5年と15年の比較をみてみよう。

昭和5年の産業大分類は職業大分類と同じであり、昭和15年で「無業」が産業大分類から職業大分類へと移行していることを除いては、昭和15年の産業大分類とも全く同じである。(第2表参照)

昭和5年の産業中分類と昭和15年の産業中分類は、昭和5年の「産業中分類」プラス「業」をつけたものがそのまま昭和15年の産業中分類となっていることから同一のものだということが出来る。

たとえば、昭和5年の産業中分類で1.農耕2.畜産となっているものは、昭和15年では1.農耕業2.畜産業となっている¹⁶⁾。

職業上の地位についてみると、昭和5年では職業の小分類イコール職業上の地位であったがこのほかに「産業上の地位」をも設定している。

すなわち、産業上の地位は「1.雇主——雇人を使用し又は家族の補助を受けて自己の業務を営む者。2.単独——他人に雇われず又雇人を使用せず家族の補助をも受くることなく一人にて自己の業務を営む者。3.使用人——俸給、給料、賃金其の他の報酬を得て勤務する者又は家族にして世帯主其の他の家族の業務を補助する者。」¹⁷⁾(ゴジック

筆者)の3つに区分されている。

ゴシックの部分にもみられるように家業の形態の姿を示していると思われるし、産業分類の大分類項目として「家事」があり職業分類の大分類項目として「家事使用人」があげられている事実もこのことの証拠となるといえよう。

職業分類の小分類の呼び名には「主人の世帯に在る使用人」と「通勤の家事使用人」があり、「分類上の注意事項」にもその旨明記されている。すなわち、「所属の産業が家事にして其の職業が植木職、自動車運転手、家庭教師等の如く特殊の業務に従事すと認められるものは夫々該当小分類に編入し、其の他は総て三五八『主人の世帯に在る家事使用人』又は三五九『通勤の家事使用人』に編入したり、¹⁸⁾となっている。

昭和5年においても、家事的使用人という身分的尻尾をつけていたといえる。

昭和15年には「国勢調査報告」の中で「事業上の地位」を設けている。これは、「その人が働いていた事業所における地位」¹⁹⁾を意味しており、従業上の地位と同じものであるといえる。すなわち「1. 事業主——個人で事業を営んでいる人を行い、雇用者を利用しているか否かは問わない。2. 家族従業者——同一世帯の世帯員で世帯主または他の世帯員の経営する事業に従事している人という。3. その他の有業者——事業主・家族従業者以外のすべての有業者をいう。」²⁰⁾という3区分である。

上の事実は、昭和15年は昭和5年とは違って直ちに「職業の小分類」イコール「従業上の地位」とはならないことを示している。

すなわち、職業小分類の呼び名は、「主」という言葉のつく呼び名——「業主」という言葉のつく呼び名——が分類表から姿を消し、昭和5年のように小分類の呼び名の末尾の言葉によって従業上の地位を判断することができなくなった。(第3表右欄参照)

以上のような変化が昭和5年と15年においてみられた背景には、昭和13年に会社法が大改正された事実も無視できないと考えられる。(この点については、第2章で述べたい。)

第4表から、昭和15年から昭和25年にかけての職業分類表の変化をみてみよう²¹⁾。

昭和15年の大分類項目「経営者・事務者」から昭和25年への移動は、第4表の表中の数字1と4に示されている。すなわち、「経営者」は「管理職」へ、「事務者」は「事務職」へとそれぞれ移行している。

「技術者」は「管理職」(2)と「事務職」(5)と「専門職」(8)へと移行している。(尚、カッコ内の数字は第4表の表中の数字である。)これを小分類項目でみると、「管理職」へと移行したのは「船長」と「機関長」、「専門職」へと移行したのは「医師」と「薬剤師」である。

「作業者」のうち小分類項目でいうと「電話交換手」と「有線電信通信士」と「通信集配人」と「車掌」と「集金人・給仕」とが「事務職」(6)へと移行している。

「サービス職業」へ移行したものは、「家事使用人」が「家事サービス従業者」(10)へ、「その他の作業者」(「守衛」)は「保安サービス従業者」(10)へと移っている。

「公務・自由業」についてみると、昭和15年では職業中分類の「教育者・研究者」の中の小分類「その他の教職員」に分類されていた「図書事務員」が昭和25年には「事務職」(7)へと移行している。

「公務・自由業」から「保安サービス従業者」へと移行したものは「陸海軍人」と「警察官」(昭和15年には「一般の官吏・公吏」)の2つである。(第4表の(11))

昭和15年と25年の比較で注目すべきは、「公務・自由業」と「無業」が職業分類から消えたことである。

昭和15年の職業分類の分類内容は、「経営者・事務者」、「技術者」、「作業者」といった経営体機能ないし階層的なものに基づいていたと考えられる。

また「無業」という呼び名には江戸時代からの「穢多・非人」的な考えが底流にあり、そのような意識の下に設定されていた項目と考えられる。

このような身分的な分類方針に基づいていたものが、昭和25年には身分的なものの払拭と共に機能的且つ経営体を中心にした機能へと分類内容が大きく転換していったと考えられる。

昭和25年になって近代的な意味での職業が成立

したと考えられるが、これについては今後の研究によって検討していく必要があると考えている。

3. 上記分類の背景としての分類からみた産業の状態

1図と2図および3図は、大正9年から昭和45年迄の集計項目における産業中分類と小分類の分類項目の変化および変化率を示したグラフである。

1図より各産業の順位をみてみよう²²⁾。

農業の順位からみると①昭和22年②昭和5年と15年③大正9年④昭和25年以降である。

林業については①昭和22年②昭和5年と15年③大正9年と昭和25年以降、水産業については①昭和15年と22年②昭和25年以降、鉱業については①昭和22年②昭和5年と15年③昭和25年以降、工業については①昭和15年②昭和25年以降③昭和5年④大正9年⑤昭和22年、商業については①昭和22年②昭和5年と昭和15年、金融(不動産)業については①昭和22年②昭和30年③昭和25年、運輸通信業については①昭和22年と25年②大正9年と昭和15年と昭和35年③昭和5年、ガス・電気・水道業については①昭和22年②昭和35年(「その他の公益業」で一括されているのが昭和5年と30年である)、サービス業については①昭和22年②昭和35年以降③昭和25年と30年、家事業については①大正9年と昭和5年と15年、公務については①昭和22年②昭和25年と30年と35年、自由業については①昭和22年、公務・自由業については①大正9年②昭和15年③昭和5年となっている。

一、二の例についてこれを小分類についてみた場合、農業2位の昭和15年の内容は作物の種類別を入れただけである。また、昭和5年は、自作か小作か自作兼小作かといった社会的地位について載せているだけである。

農業3位の大正9年は、業態別を示したものであり、前述のようにこれは産業というより職業と考えられる。4位の昭和25年以降は職業と産業が完全に分化し、真の意味での産業が成立したと考えられる。

林業についてみた場合、昭和5年は「官営」と「私営」という経営主体別を記載しているが、昭和15年では「官営」と「私営」という2区分は消滅し昭和25年の産業分類に近くなっている。しか

し、「炭焼業」とか「その他の林産物生産、採取業」にみられるように職業と考えられるものをまだ内包していたと考えられる。

1図のグラフよりいえることは、大正9年と昭和5年(農業、林業を除いて)はほぼ同様な推移を示し、昭和15年はそれとは異なった動きを示している。昭和25年以降では、サービス業以外は全く同じ変化の跡をみせている。

2図の小分類でも1図とほぼ同じ動きを示していると思われる。

3図のグラフは、両年度間における中分類項目数の比、小分類項目数と小分類項目数の比、中分類と中分類および小分類と小分類の比(t)をとって大正9年より比較したものである。

(t)は両年度間における時間的な流れの変化を示しているが、図中3本の線が大きく乖離しているところに産業上の問題点があると考えられる。この点については第3章以下の頻度の議論において、明らかにしていく必要があると考えられる。

たとえば、大正9年から昭和5年においては農業と交通業、昭和5年から昭和15年においては水産業と工業と交通業に問題点があるのではないかと考えられる。

次に昭和25年と30年、昭和30年と35年における、時期別のグラフは殆んど変化はない。この傾向は昭和35年以降についても同様である。

以上、これまでのことを大要すれば次頁の図のようにいえる。

(...S. 25...) S. 35

産業>事業所>職業
従業上の地位
15年を継承
企業=事業=産業を担う単位C産業

企業1 {役員, 雇用人}
{自営業者, 雇用人}

企業2 {自営業者, 家族従業者, 内職者}

例外
{自営業者}

法人企業業の原理 (従業上の地位)
職業原理の分類期

独禁法
会社法
公認会計士
大改正
法人, 株式会社中心 (有限責任)
(会計監査の原理)

S. 15

産業と職業の分離

企業=事業所=産業を担う単位=産業

企業の分解

企業1 = {事業主, その他の有業者}
企業2 = {事業主, 家族従業者, その他の有業者}

企業2の中の例外
{事業主}

職業原理の分類期

会社法の改正 S13

S. 5

産業 = (企業)
職業上の地位

企業と家業の関係 (家業の分解の承認)

企業業の異種としての家業

業主
業主
家業1 {職員, 労働者} => 準企業
家業2 労働者 -> 職業大分類
番号8, 9, に記載

① 家業の企業としての位置

② 職業上の地位

企業原理の分類期

T. 9

産業=職業

職業分類
家業の代表者に
ついての分類
= 企業原理の分類期

- (1) 大正9年国勢調査申告書
- (2) 統計院編纂「甲斐国現在人別調」芳文閣, 昭和43年
- (3) 昭和5年国勢調査申告書
- (4) 内閣統計局「昭和5年国勢調査結果の概観」付録に

記載の産業分類と職業分類によっている

- (5) 昭和15年国勢調査申告書
- (6) 昭和15年国勢調査申告書記入上の注意
- (7) 同上
- (8) 同上
- (9) 同上
- (10) 昭和25年国勢調査調査票
- (11) 内閣統計局「大正9年国勢調査記述編」昭和8年, この中の職業分類表を使用している。
- (12) 同上と, 註(4)
- (13) 内閣統計局「大正9年国勢調査報告」, 全国の部第二巻, 職業
- (14) 内閣統計局「大正9年国勢調査記述編」昭和8年, P. 95
- (15) 同上, P. 95
- (16) 内閣統計局「結果報告摘要」(昭和15年, 19年, 20年, 21年) S. 24年, これに記載されている職業分類を使用している。
- (17) 内閣統計局「昭和5年国勢調査結果の概観」昭和7年, 付録, P. 13
- (18) 同上: P. 16
- (19) 内閣統計局「昭和15年国勢調査報告」第2巻, P. 6
- (20) 同上, P. 6

(21) 昭和25年の職業分類と産業分類は, 次によっている
総理府統計局「昭和25年国勢調査報告」, 第5巻
(22) 昭和22年の国勢調査当時は, 敗戦直後であり, 逆行した時期であったが, 昭和25年の朝鮮事変で復活したと考えられるのでは直線的に昭和15年からつなごう。ここに昭和25年を挙げたのは単なる参考資料としてだけのことを断っておく。

- 註に挙げた資料以外にも次のものを参照している。
- (1) 「昭和30年国勢調査報告」第2巻1%抽出集計結果その三職業, 昭和32年
- (2) 「昭和35年国勢調査報告」第2巻1%抽出集計結果その四職業, 昭和37年
- (3) 「昭和40年国勢調査報告」第4巻都道府県編その11埼玉県, 昭和41年
- (4) 「昭和45年国勢調査報告」第3巻都道府県・市町村編その16, 富山県, 昭和46年
- (5) 官報(号外) 昭和22年7月5日
- (6) 官報(号外第55号) 昭和45年4月20日

【付記】

尚, この論文の第一章は第22回関西社会学会の発表を骨子としたものである。

(未完)

(第1表)

○記入項目における職業表

		大9	昭5	昭15	昭22	昭25	昭30	昭35	昭40	昭45	——→
職業	本業	○									
	職業職名		○		○						
従業上の地位	仕事の種類			○		○	○	○	○	○	
	本業上の地位 事業主なりや、 家族従業者なりや 従業上の地位	○		(○ ○)							
所属の産業 事業所	事業所の事業種目		○		○						
	“(産業) 勤務する部門の事業種目			○		○	○	○	○	○	
従業地	従業の場所		○								
	勤め先の所在地 利用交通手段						○				○
就業時間					○	○	○	○			
勤め先の名称	事業所名			○							
	勤め先の名称					○	○	○	○	○	
		2	3	5	4	5	6	6	5	6	

(資料：国勢調査申告書から作成)

集 計 項 目 に お け る 職 業 表 (第2表)

T	S 9		S 5		S 15		S 25		S 30		S 35		S 40		S 45			
	本業分類	産業分類	職業分類	産業分類	職業分類	産業分類	職業分類	産業分類	職業分類	産業分類	職業分類	産業分類	職業分類	産業分類	職業分類	産業分類	職業分類	
	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	農 業	専門的、技術的職業従事者	
	水産業	水産業	水産業	水産業	水産業	水産業	水産業	水産業	水産業	水産業	水産業	水産業	水産業	水産業	水産業	水産業	管理の職業従事者	
	鉱 業	鉱 業	鉱 業	鉱 業	鉱 業	鉱 業	鉱 業	鉱 業	鉱 業	鉱 業	鉱 業	鉱 業	鉱 業	鉱 業	鉱 業	販売従事者		
	工 業	工 業	工 業	工 業	工 業	工 業	工 業	工 業	工 業	工 業	工 業	工 業	工 業	工 業	工 業	販売従事者		
	商 業	商 業	商 業	商 業	商 業	商 業	商 業	商 業	商 業	商 業	商 業	商 業	商 業	商 業	商 業	建設業		
	交 通 業	交 通 業	交 通 業	交 通 業	交 通 業	交 通 業	交 通 業	交 通 業	交 通 業	交 通 業	交 通 業	交 通 業	交 通 業	交 通 業	交 通 業	製造業		
	公 務 自 由 業	公 務 自 由 業	公 務 自 由 業	公 務 自 由 業	公 務 自 由 業	公 務 自 由 業	公 務 自 由 業	公 務 自 由 業	公 務 自 由 業	公 務 自 由 業	公 務 自 由 業	公 務 自 由 業	公 務 自 由 業	公 務 自 由 業	公 務 自 由 業	卸売業及び小売業		
	家 事 使 用 人	家 事 使 用 人	家 事 使 用 人	家 事 使 用 人	家 事 使 用 人	家 事 使 用 人	家 事 使 用 人	家 事 使 用 人	家 事 使 用 人	家 事 使 用 人	家 事 使 用 人	家 事 使 用 人	家 事 使 用 人	家 事 使 用 人	家 事 使 用 人	金融、保険、不動産業		
	其 他 の 有 業 者	其 他 の 有 業 者	其 他 の 有 業 者	其 他 の 有 業 者	其 他 の 有 業 者	其 他 の 有 業 者	其 他 の 有 業 者	其 他 の 有 業 者	其 他 の 有 業 者	其 他 の 有 業 者	其 他 の 有 業 者	其 他 の 有 業 者	其 他 の 有 業 者	其 他 の 有 業 者	其 他 の 有 業 者	保安職業従事者		
	無 職 業	無 職 業	無 職 業	無 職 業	無 職 業	無 職 業	無 職 業	無 職 業	無 職 業	無 職 業	無 職 業	無 職 業	無 職 業	無 職 業	無 職 業	無 職 業	サービス職業従事者	
																	分類不能の職業	
																		ガスの水道業
																		サービス業
																		公務
																		分類不能の産業

(資料：国勢調査から作成)

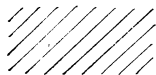
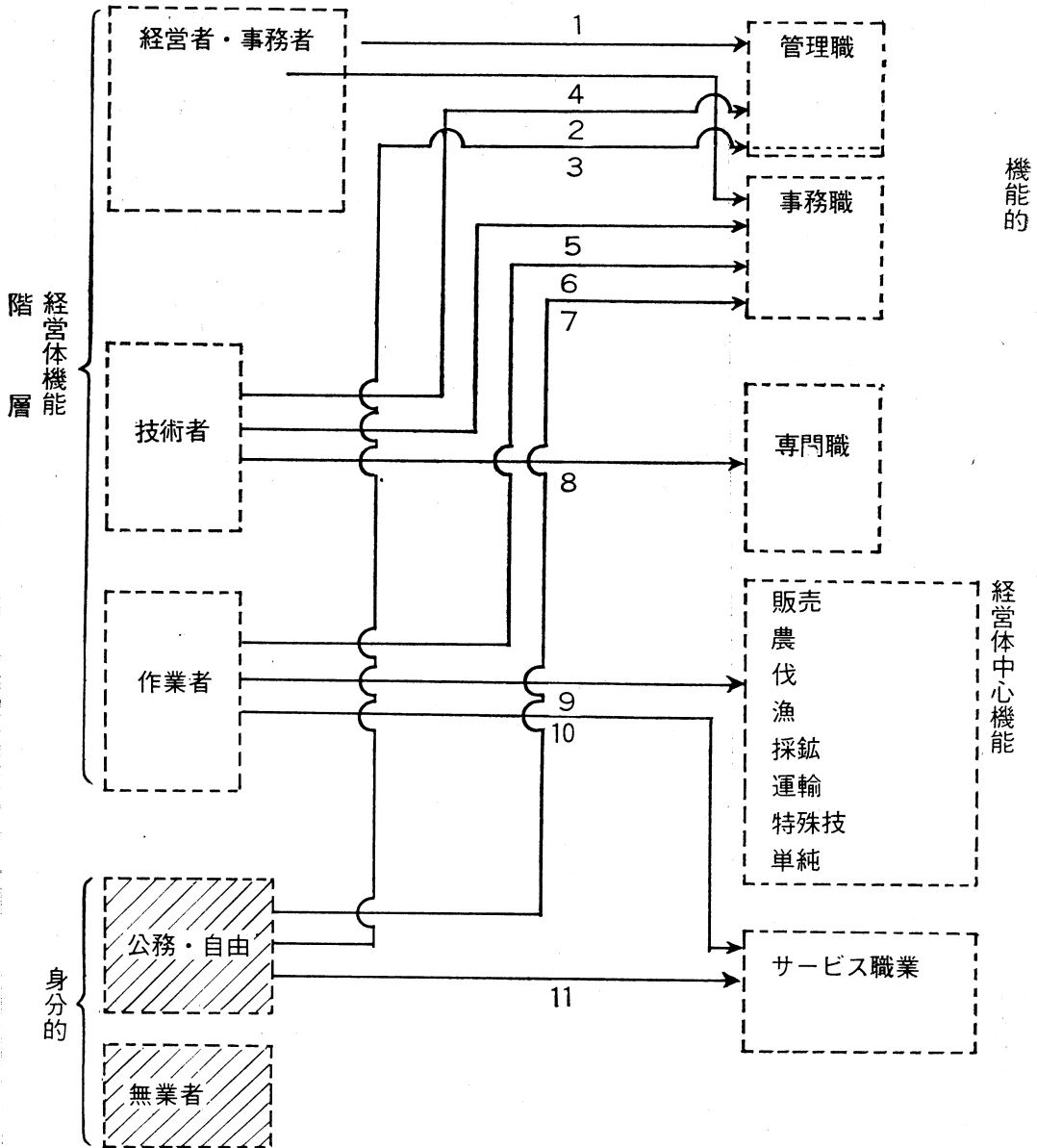
(第3表)

昭和5年		昭和15年	
主	農 林 漁 耕 産 業 業 物 業 主 主 主		主
職	押 木 木 目 針 掛 細 工 職 職 職 職 職 職 職	消滅	職
夫	牧 石 土 掃 雜 火 舵 切 採 除 役 出 取		夫
工	夫 夫 夫 夫 夫 夫 染 成 焼 鉄 プ 機 旋 色 型 成 レ 械 盤 工 工 工 工 工 工		工
員	農 林 製 釀 通 無 業 業 塩 造 信 線 職 職 職 職 職 電 通 員 員 員 員 員 信 員 出 改 貨 駅 合 操 簿		員
係	札 札 物 計 重 記 係 係 係 手 係 係 係 銀 遊 測 設 著 文 音		係
家	行 芸 量 計 述 芸 樂		家
師	家 家 家 家 家 家 髮 造 鑄 蒔 印 石 結 花 物 絵 判 細 工		師
手	機 機 電 集 郵 て 関 関 車 集 便 い 車 助 運 配 送 手 手 手 手 手		手
士	船 船 機 護 理 理 運 関 護 理 理 転 士 士 士 士		士
		石 洋 仕 建 木 石 細 イ 傘 物 物 羽 製 工 ル 製 方 指 割 造 職 職 造 職 職 職 造 保 潜 天 職 職	
		材 線 水 然 採 夫 夫 夫 ス 取 旋 プ 焼 鉄 機 成 盤 レ 成 械 型 工 工 工 工 工 工 農 林 水 鉄 医 航 通 水 産 学 研 工 学 空 信 学 究 究 究 究 究 究 集 発 看 包 員 員 員 員 備 配 破 板 装 員 員 員 員 員	
		係 掛 掛 著 文 画 図 音 述 芸 案 樂 師 家 家 家 家 医 裝 接 馬 洋 伝 蹄 觸 調 裁 教 分 師 師 師 師 師 師 獸 舵 機 企 操 氣	
		医 関 画 車 象 手 手 手 手 手 無 計 弁 弁 機 船 線 通 理 理 護 関 船 電 信 士 士 士 士 運 信 士 士 士 士 轉 士	

(資料：国勢調査から作成)

昭15

昭25 (第4表)



昭和25年で職業表から消える

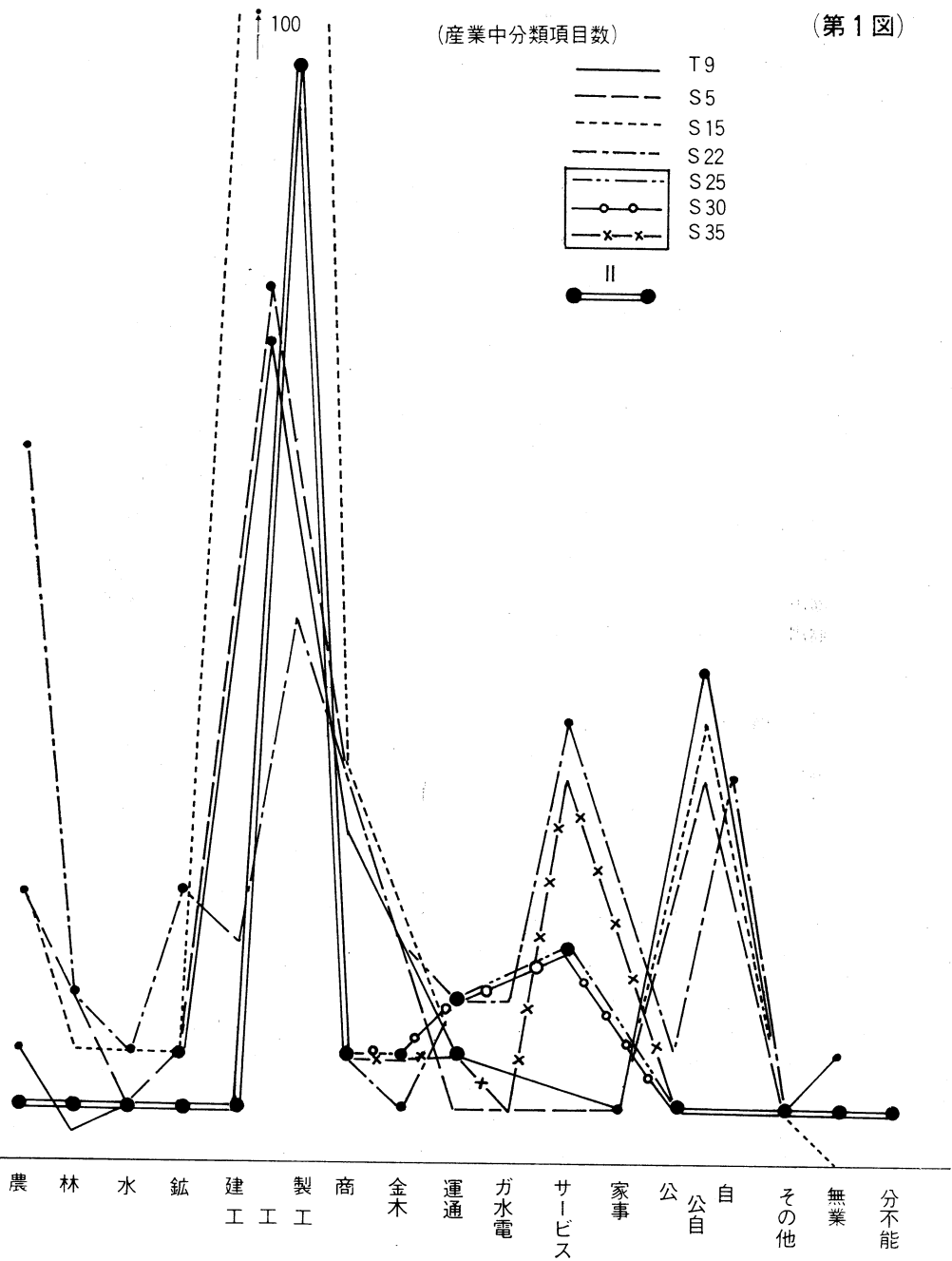
(資料：国勢調査から作成)

(第5表)

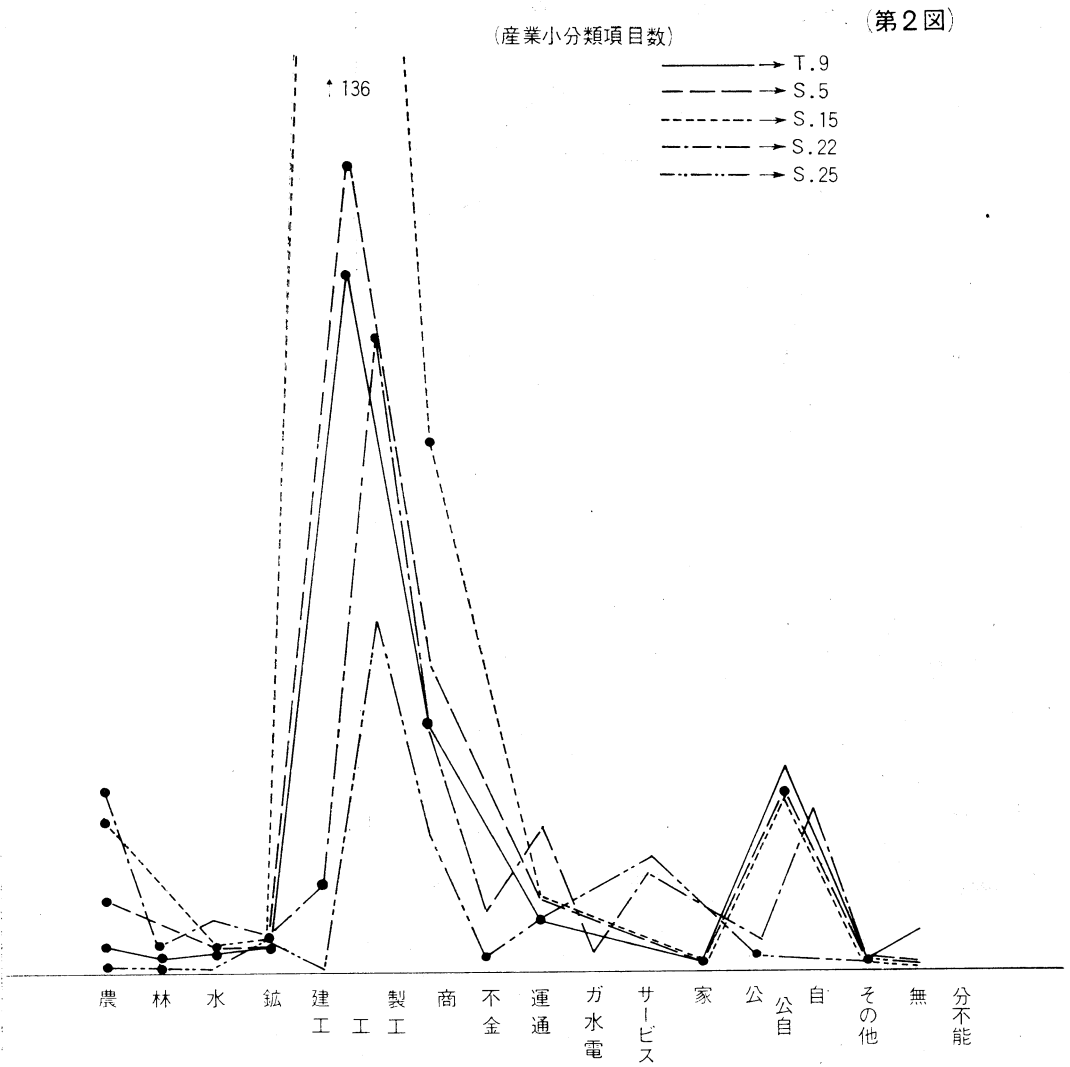
	調査票 (記入項目)	国勢調査結果報告書
大正9年	本業及び本業上の地位 副業及び副業上の地位	1. 業主 2. 職員 3. 労務者
昭和5年	ナ シ	(「分類上の注意事項」として、1. 業主 2. 職員 3. 労務者が挙げられている)
昭和15年	事業主なりや否や 家族従業主なりや否や	1. 事業主 2. 家族従業者 3. 其他の有業者
昭和25年	雇用者のある業主 単独の業主 (無給の家族従業者をもつ業主を含む) 無給の家族従業者 一般の雇用者 国の官署の雇用者 地方公共団体の雇用者 進駐軍の要員	雇用者のある業主) 単独の業主 業主無給の家族従業者 一般の雇用者) 雇用者 官公の雇用者)
昭和30年	雇用者のある業主 雇用者のない業主 無給の家族従業者 民間の雇用者 官公の雇用者	
昭和35年	雇い人のある業主 個人又は家族とだけで事業を営んでいる人 } → 自宅内で内職をしている人 家族従業者 官公庁に雇用されている人 会社団体、公社又は個人に雇用されている人 } 会社団体、公社の役員 (重役、理事など)	業 主 家族従業者 雇用者
昭和40年	会社、団体、個人や官公庁に雇用されている人 会社、団体、公社の重役や理事などの役員 自営業主 (農業主や個人経営の商店主) 自家営業 (農業や店の仕事など) を手伝っている家族 自宅で賃仕事 (内職) を手伝っている人	雇用者 会社などの役員 自営業主 家族従業者 内職者
昭和45年	雇用されている人 会社などの役員 雇い人のある業主 雇い人のない業主 家族従業者 家族内職	
(補)		

(資料：国勢調査から作成)

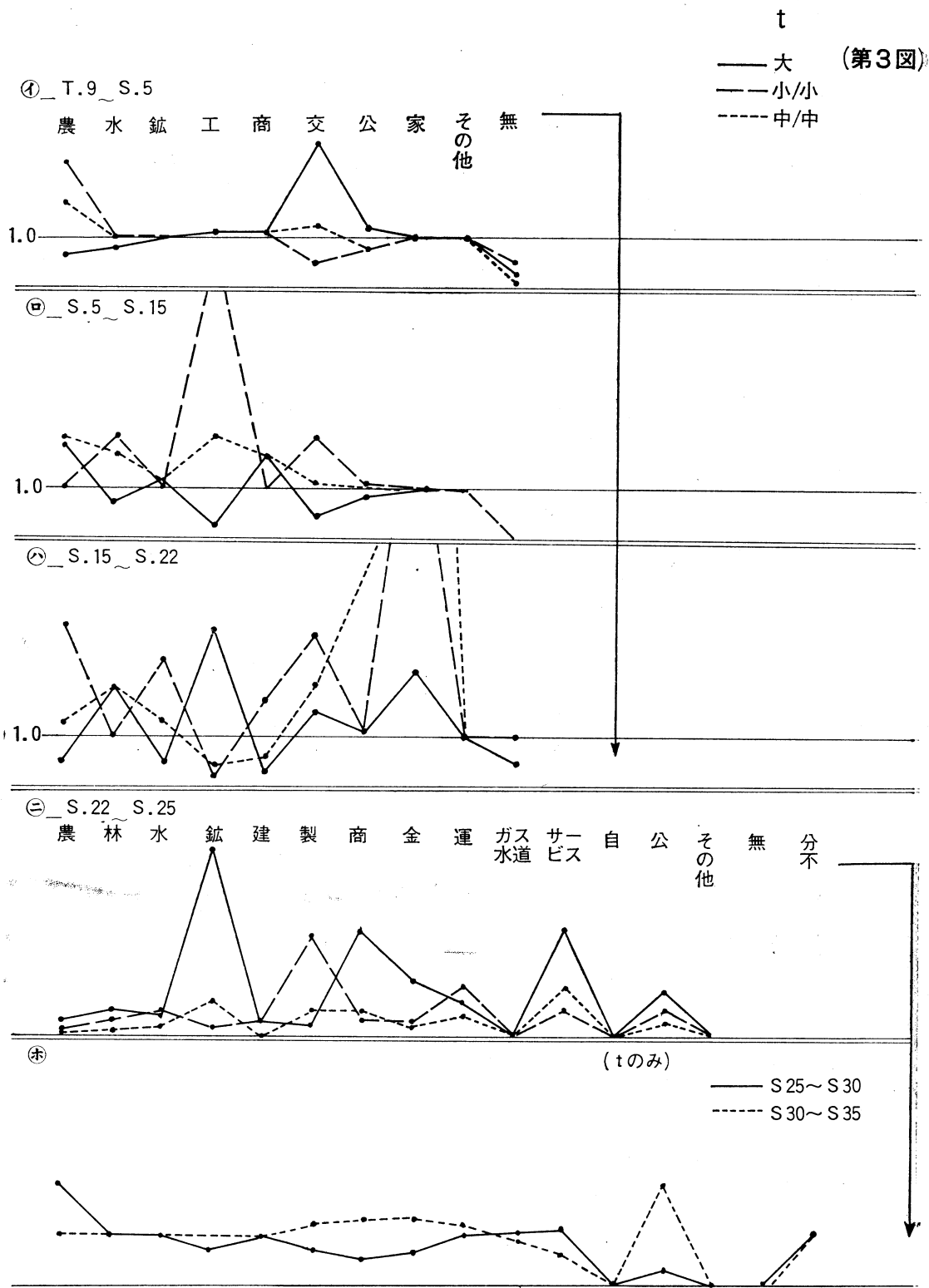
(第1図)



(資料：国勢調査から作成)



(資料：国勢調査から作成)



(資料：国勢調査から作成)